



苦情解決の申し出方法

建築士事務所の業務に対して苦情を申し出される建築主および
その他の関係者の方は、苦情相談申込書を本協会事務局に提出し
ていただきますと、本協会から面談日時を通知しますので、その
時間においていただきます。専門の建築士が相談に応じます。

なお、係争中のものなど内容によっては対応できないもの
がありますので、「建築士事務所業務に対する苦情の申出にあ
たっての注意事項」をよくご覧の上、もう困れますようお願いい
たします。

(一社) 群馬県建築士事務所協会	〒371-0846 群馬県前橋市元総社町2-23-7 TEL : 027-255-1333 FAX : 027-255-1066 E-Mail : info@gkjk.or.jp
------------------	--